選挙運動用自動車燃料供給契約書

選挙候補者 　　　(以下「甲」という。)と　　　　　　 (以下「乙」という。)は、選挙運動のための自動車の燃料供給について次のとおり契約を締結する。

1供給する期間　　　　令和　　年　　月　　日から

令和　　年　　月　　日まで (　　日間)

2供給場所　　　　　　所在地

3名 称

4供給を受ける自動車の車種及び登録番号 車 種

登録番号

5 単 価 単価 1ℓ 当たり 　　　円　　銭

(単価は、消費税を含んだ額である)

6 契約金額

上記の単価に期間中の供給総量を乗じた額(1円未満の端数を生じた場合は、円未満を四捨五入する)を契約金額とする。

7 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、いの町議会議員及びいの町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例に基づきいの町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅延なく行わなければならない。

なお、いの町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第 93 条(供託物の没収)の規定に該当した場合は、乙はいの町に請求できない。

8 その他

この契約に定めのない事項については、必要に応じ、甲、乙協議して定める。

令和　　年　　月　　日

甲 選挙候補者

住 所

氏 名 ㊞

乙 住 所

名 称

代表者氏名 　　　　　　　　 ㊞